

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

送迎用バスに対する安全装置の装備促進及び装備状況の調査について（照会）

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、県では、送迎用バスへの安全装置設置の義務化に伴い岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金の募集を行っているところですが、送迎用バスに対する安全装置の装備状況に関しまして、こども家庭庁からの依頼を受け調査させていただくこととなりました。

各指定児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所におかれましては、期限が短く大変恐縮ですが、期日までにご回答いただきますようお願いいたします。

なお、期限までに回答がない場合は、令和5年2月10日付け障第1172号にて実施した調査に対する回答の車両台数すべてについて、令和5年7月1日以降に安全装置を装備するものとして整理させていただきます。

記

1. 調査対象事業所

以下のいずれかのサービスを実施している事業所（岐阜市内の事業所を除く）

- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

2. 回答方法

下記のオンライン回答フォームよりご回答ください。

【オンライン回答フォーム】

<https://logoform.jp/form/T8mB/294079>

3. 回答期限

令和5年6月12日（月）

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		